

【資料 4】 「会派」について

□議会基本条例 第15条（会派）

1. 議員は、充実した議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ議員で構成した会派を結成することができる。
2. 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間の合意形成に努めるものとする。

【逐条解説】

会派とは、政治上の主義や政策、志を同じくする議員が集まり、共に議会活動を行うことを目的とするものです。明石市議会では会派制をとっており、議会の権限の行使や効率的な運営など、本市議会の議会活動を行ううえで、会派は組織上の最も重要な要素であると考えます。このようなことを踏まえ、改めて会派の定義を明確にしています。

また、議員から政策立案や政策提言をするうえで、必要に応じて会派間の意見調整をし、合意形成を図るなど、会派が担うべき役割を定めています。

□「会派について」の確認事項

平成20年(2008年)8月29日制定 議会運営委員会再確認 平成27年(2015年)10月15日

一般的に「会派」とは、政治上の主義や政策、志を同じくする議員が集まり、共に議会活動を行うことを目的として、議長に会派規約を付けて会派届を提出した団体をいう。

明石市議会は、会派制をとっており、議会の権限の行使や効率的な運営など議会の活動を行う上で、会派は組織上のもっとも重要な要素であると考えます。このようなことを勘案し、会派が担うべき役割について、次のとおり確認する。

1. 本会議や常任委員会において議案の採決など権限を行使する場合の会派としての役割

案件については、事前に会派内で周知し、議論を尽くして一本化し、対外的には一つの政策集団として会派の考えを示す。万一議論を尽くしたうえで一本化されなかった場合においても、会派としての考えを示し、個々の議員の会議における態度は、会派の考えを十分認識したうえで行うものとする。

2. 代表者会での協議事項や議会運営委員会における議会運営などについて調整決定する場合の会派としての役割

案件については、事前に会派内で周知し、議論を尽くして一本化し、対外的には一つの政策集団としての会派の考えを示す。万一議論を尽くしたうえで一本化されなかった場合においても、代表者会や議会運営委員会では、会派の代表は、会派としての考えを述べ市民本位の議論を通じて合意形成を図る。その決定事項について、代表は責任を持って会派内に周知し、議員は遵守しなければならない。

3. 議員としての品位を保持、資質の向上などを図る場合の会派としての役割

会派は代表者を中心として、会派内部においてお互いに切磋琢磨し、議員としての品位の保持、資質の向上を図るなど議員のあるべき姿を追求するものとする。